

- 被災地の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていく。今後も、本パッケージに基づき、被災者の安心感を確保し、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、随時、予備費等の措置を講じていく。
- 地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細かな災害応急復旧を早急に進めていくとともに、被災した中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望をもって取り組めるよう、被災地における地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施する。

2. 緊急対応策

(1) 生活の再建

➤ 廃棄物、がれき、土砂の処理

- ・廃棄物、がれき、土砂の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に対し市町村等への的確な財政支援
- ・まちなかの廃棄物、がれき、土砂を市町村が一括撤去できる制度構築
- ・被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるよう、運用上の取扱いを明確化

➤ 住宅再建等

- ・被災者の方々に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理
- ・応急的な住まいの提供可能戸数を一元的に把握し、被災者に情報提供
- ・住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を支給
- ・住宅を失った方のため、災害公営住宅の整備



➤ 金融支援等

- ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大2年まで延長
- ・保険料減免等の特別措置を実施した保険者・自治体に対して財政支援

➤ 切れ目のない被災者支援

- ・孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援、心のケア等
- ・専用の消費者相談ダイヤルの周知を図るとともに、架空請求対策を実施

(2) 生業の再建

➤ 中小企業・小規模事業者の支援等(「寄り添い型支援」の創設)

- ・グループ補助金:被害を受けた中小企業等グループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に施設等の復旧費用を補助(最大3/4)。事業者負担分は無利子融資
- ・持続化補助金:個社への補助上限額を50万円から最大200万円に引上げ。機械・車両購入・店舗改装、再開時の広告宣伝まで幅広く補助(2/3)。事業者負担分(1/3)も支援
- ・日本公庫の低利融資枠の拡大による資金繰り支援や商店街補助金等を措置

➤ 農林漁業者の支援(営農維持・一日も早い経営再開)

- ・共同集出荷施設・農業用ハウス・機械の再建、農薬・肥料の購入等の支援
- ・農地・農業用施設等の農林漁業関係施設の早期復旧
- ・果樹の植替(かんきつ:23万円/10a等)、未収益期間の支援(22万円/10a)
- ・農業用ため池の緊急点検・応急整備

➤ 観光業の風評被害対策

- ・宿泊料金等の低廉化(1人1泊当たり最大6,000円)を支援し、今夏より、被災地域の観光需要を迅速に喚起
- ・SNSやメディア等を通じ、正確な被災地情報等を発信

➤ 地域の雇用対策

- ・雇用調整助成金の受給要件の緩和、助成率引上げ(中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
- ・雇用保険の失業手当について、災害による事業所の休業で賃金を受け取れない場合等にも支給



(3) 災害応急復旧

➤ 災害復旧事業の迅速化

- ・被災自治体の災害査定に要する業務、期間等を縮減する等、公共土木施設等、水道施設、学校・社会教育施設、医療・福祉施設等の災害復旧事業を迅速に実施

➤ 河川の浚渫、樹木の撤去、岩・土砂等への対応

- ・国管理河川改修等を迅速に行い、県管理河川も、国が積極的に技術的支援を行いつつ、防災・安全交付金等を活用して支援
- ・二次災害の懸念のある岩・土砂の応急対策を早急を実施



(4) 災害救助

➤ 応急救助

- ・避難所の設置、飲料水供給、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等(一部再掲)
- ・災害援護資金の貸付け、災害弔慰金の支給

➤ 自衛隊の活動

- ・自衛隊の災害派遣活動等を通じ、がれき処理、防疫、入浴、給水支援等の実施

